

# 大分県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日大分県議会規則第2号  
平成20年1月15日大分県議会規則第1号  
平成25年2月28日大分県議会規則第1号  
平成29年3月30日大分県議会規則第1号  
令和2年12月18日大分県議会規則第3号  
令和3年3月31日大分県議会規則第2号  
令和5年3月23日大分県議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県政務活動費の交付に関する条例(平成13年大分県条例第24号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 削除

(政務活動費の請求)

第3条 条例第8条第1項の政務活動費の請求は、別記様式第4号によるものとする。

(会計帳簿等の写し)

第4条 条例第9条第2項の会計帳簿等の写しについては、以下のとおりとする。

一 会計帳簿

別記様式第5号によるものとする。

二 調査研究報告書

別記様式第6号によるものとする。

三 領収書

領収書については、その写しを別記様式第7号に貼付し、必要事項を記載したものを添付する。

2 条例第9条第2項ただし書の議長が別に定める書類は、以下のとおりとする。

一 口座振込依頼書又は納入通知書の写し

二 支払証明書

別記様式第8号又は第9号によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第5条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで

保存しなければならない。

(収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧)

第6条 条例第11条第2項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、条例第11条第2項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の大分県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の大分県政務調査費の交付に関する規程の規定により交付されたこの規程の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成29年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の大分県政務活動費の交付に関する規程の規定により交付されたこの規程の施行の日の属する月前の月分までの政務活動費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日) (令和2年議会規則第3号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和3年議会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和5年議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号まで 削除

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

会派名

代表者

## 年度 月分政務活動費請求書

大分県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり 月分政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円  
(300,000 円×所属議員数)



# 政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名

---

日 程	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
場 所	
相 手 方	
参加議員 氏 名	
目的・内容 ・成果等	(目的)
	(内容)
	(成果)

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

# 領収書等の添付様式

整理番号	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
事業名、使途及び内容等	
あん分による充当の場合	
あん分の率（                    ）	
あん分による政務活動費の充当額（                    円）	
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額（                    円）	



# 政務活動費支払証明書

（単位：円）

使途項目	支出年月日	政務活動費 充 当 額	支 出 先	内容及び領収書を徴することができない理由	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

証明者名

※ 領収書を徴することができない理由として、領収書の紛失をあげることは認められません。

## 政務活動費支払証明書（公共交通機関用）

【 年 月分】

（単位：円）

日	目的	発	目的地1	目的地2	目的地3	着	鉄道	バス	その他	計	備考
計											

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名  
証明者名